

公益社団法人世田谷法人会 物品調達規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）の事業活動及び事務運営において必要な物品等（以下単に「物品」という。）の調達を行うにあたり、公正性、競争性の確保を図り、適正な価格で調達を行うための事業者の選定方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(選定方法)

第2条 物品を調達する事業者を選定する方法は次のとおりとする。

- (1) 競争入札
- (2) 見積り合わせ
- (3) 随意契約

(競争入札)

第3条 競争入札は、一取引（同一取引については年間総合計額）に要する予算が500万円以上の場合に、世田谷法人会所属の全会員（正会員に限る）に対して、世田谷法人会ホームページにより取引内容を提示して参加者を募集し、応募した業者の中から適正、妥当な提案を行った者を選定する。ただし、競争入札に付することが特殊性、緊急性により不可能又は困難な場合は、「見積り合わせ」によることができる。

(見積り合わせ)

第4条 一取引（同一取引については年間総合計額）に要する予算が10万円以上500万円未満の場合にあつては、世田谷法人会所属の全会員（正会員に限る）の中から、取引実績のある業者（正会員）又は契約上の性質・目的から適正と判断される業者（正会員）に対して、文章等により取引内容を提示して見積りを募集し、応募した業者の中から適正、妥当な見積りを提示した者を選定する見積り合わせの方法によることができる。

(随意契約)

第5条 一取引に要する予算が10万円未満の場合は、随意契約によることができる。なお、金額の如何に関わらず、調達物品等の特殊性から取引業者が1社に限られる場合は、随意契約によることができるが、その場合でも可能な限り価格交渉を行うこととする。

(改 廃)

第6条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成24年3月16日から施行する。
- 2 本規程は、令和6年3月27日から施行する。